

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 8 年 4 月 28 日

岐阜県監査委員	澄 川 寿 之
岐阜県監査委員	安 井 忠
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

# 1 令和7年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 <sup>えん</sup> 団体	4	0	2	2
		補助金等交付団体	1	0	0	1
		指 定 管 理 者	0	—	—	0
	計		5	0	2	3
	指導事項	出資・出捐団体	5	0	5	0
		補助金等交付団体	4	0	0	4
		指 定 管 理 者	4	0	4	0
	計		13	0	9	4
	検討事項	出資・出捐団体	1	0	0	1
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	0	0	1
	所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—
補助金等交付団体			1	0	0	1
指 定 管 理 者			0	—	—	—
計		1	0	0	1	
指導事項		出資・出捐団体	1	0	1	0
		補助金等交付団体	3	0	0	3
		指 定 管 理 者	5	0	5	0
計		9	0	6	3	
検討事項		出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	0	0	1
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
計		1	0	0	1	
合 計		30	0	17	13	

※「今回措置を講じたもの」については、令和8年4月15日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

## 2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

### (1) 団体監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

#### 出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
一般財団法人 岐阜県公衆衛生検査 センター	健康福祉政 策課	<p>管理棟ビルマルチ型空調設備改修工事委託業務に係る契約事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 設計金額が 400 万円を超える契約のため指名競争入札とすべきところ、特段の理由がないにもかかわらず、見積合わせによる随意契約を行っていた。</p> <p>2 契約金額が 160 万円を超える契約にもかかわらず、契約書を作成していなかった。</p>	<p>指摘事項について、当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>1 の指摘事項について、一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター業務委託等業者選定要領の規定により、本来は指名競争入札により契約すべきところ、今回見積合わせを行った業者から、随意契約の場合には市場価格に比して著しく安価な金額を提示する旨の提案があったため、指名競争入札を実施せず見積合わせでの随意契約として処理してしまい、適正な事務手続が行われていなかったものである。</p> <p>今後は、業者選定要領及び関係規程に基づき、契約方式の選定から契約書作成に至るまでの手続を適正に行う体制を徹底し、再発防止に努める。</p> <p>2 の指摘事項について、契約書の様式を用いるべきところ、申込書が契約書として必要な記載内容を満たしていたため、担当者判断により契約書の代替として取り扱ってしまったものである。</p> <p>今後は、関係規程に基づき契約書の作成を適切に行うよう事務手続を徹底し、再発防止に努める。</p>
岐阜県名産販売株式 会社	県産品流通 支援課	<p>令和 6 年度の決算において、保有する有価証券の実質価額が取得原価より著しく下落しているにもかかわらず評価損を計上しておらず、取得原価にて貸借対照表に計上していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>本事案は、岐阜県名産販売(株)が保有株式の実質価額が取得原価より著しく下落していることを従前から認識していたにもかかわらず、令和 6 年度決算では評価損の計上を見送ったというものである。</p> <p>当該団体に対して事実確認したところ、実質価額の著しい下落の原因はコロナ禍での観客入場制限等による大幅な赤字決算によるものであり、その後の決算が黒字転換していること、今後も黒字決算が継続すれば実質価額が</p>

			<p>回復する可能性があることを踏まえ、評価損の計上を見送ったものであった。</p> <p>しかし、今後、実質価額が回復するかは不確かであり、正確な経営状況の把握には評価損の計上が必要であることから、令和7年度決算において実質価額に基づき評価損を計上することを確認した。</p>
--	--	--	---

(2) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
一般財団法人 岐阜県公衆衛生検査 センター	健康福祉政 策課	腸内細菌検査委託業務（単価契約）に係る検査事務において、請求額が100万円を超えていた令和6年6月請求分について、検査調書を作成すべきところ、納品書の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、署名することで代えていたので、今後は適正に処理されたい。	<p>指導事項について、当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>指導事項について、購買管理規程により、検査調書を作成すべきところ、担当者が作成することを失念していたため、適正な事務処理が行われていなかった。今後は請求書受領時に必要書類を確認し再発防止に努める。</p>
社会福祉法人 岐阜県福祉事業団	健康福祉政 策課	固定資産の管理事務において、会計年度末現在における固定資産の保管現在高及び使用中のものについて使用状況を調査した結果と固定資産管理台帳を照合し、必要な記録の修正を行うとともに、その結果を統括会計責任者へ報告すべきところ、令和6年度末現在の調査結果と固定資産管理台帳の照合が行われておらず、統括会計責任者へ報告されていなかったため、今後は適正に処理されたい。	<p>指導事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>指導事項について、規程に基づいて処理すべきところ、担当者が事務を失念していたことにより、適正な事務処理が行われていなかった。</p> <p>このことについては、規程に基づき、統括会計責任者へ報告を行うことで是正した。</p> <p>今後は、事務引継書（担当事務を記載）に当該事務処理について明記するとともに、業務の進捗状況について複数職員で確認を行うこととし、再発防止に努める。</p>

<p>公益財団法人 岐阜県美術振興会</p>	<p>文化伝承課</p>	<p>立替金の取扱事務において、用務終了後5日以内に収支等命令者に立替金を請求すべきところ、最大131日後に請求していたものがあったので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>指導事項について、法人の会計規程に明示されないことについては県の会計規則に準じることとなっており、立替金の取扱事務に係る立替金請求は用務終了後5日以内に行うべきところ、(公財)岐阜県美術振興会事務局職員内に請求期限の認識がなかったことが原因で適正に事務処理が行われていなかった。</p> <p>今後は、法人会計規程と併せて県会計規則も確認しながら事務処理を行うように、事務局書記内で周知徹底を図った。</p>
<p>一般財団法人 岐阜県魚苗センター</p>	<p>里川・水産振興課</p>	<p>令和6年度岐阜県水産業総合振興事業補助金(種苗生産施設緊急支援事業)において、補助金の算出の基礎となる配合飼料の使用量及び電気使用料の計上を誤ったことにより、補助対象経費が過大となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>令和7年度の決算において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 取得した器具及び備品の減価償却費の計上漏れにより、貸借対照表の固定資産が55,916円過大に計上されていた。</li> <li>2 固定資産台帳の機械及び装置の帳簿価額と貸借対照表の固定資産の金額が一致しておらず、貸借対照表の固定資産が10円過少に計上されていた。</li> </ol>	<p>指導事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>令和6年度岐阜県水産業総合振興事業補助金の事業実績報告において、配合飼料の使用量及び電気使用量の計上を誤り、補助対象経費が過大となっていたことについては、実績報告書作成時点で、会計書類からの転記を誤ったことが原因であると判明した。</p> <p>今後、補助金交付関係書類の作成、提出にあたり、内容を複数の職員で十分精査することにより、誤記による違算をなくし、再発の防止を図る。</p> <p>指導事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>令和7年度の決算において、貸借対照表における固定資産の器具及び備品が55,916円過大に、機械及び装置が10円過少に計上されていたものについては、令和8年度決算において修正する。</p> <p>今後、固定資産台帳の作成や、貸借対照表への転記に正確を期すため、決算書類の作成に当たり、複数の職員での内容確認を行い、再発の防止を図る。</p>

指定管理者

団体名 (施設名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
<p>社会福祉法人 岐阜県福祉事業団 (岐阜県立飛驒寿楽苑)</p>	<p>高齢福祉課</p>	<p>岐阜県立飛驒寿楽苑の管理運営業務において、業務の一部を第三者に委託するときは、岐阜県立飛驒寿楽苑の管理に関する基本協定書に基づき、あらかじめ当該第三者の名称及び所在地並びに委託業務の内容を明らかにして県に申請し承認を得るべきところ、一般廃棄物収集・運搬業務に係る申請を行っていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>当該指導事項については、本来、基本協定書に基づきあらかじめ県へ申請し承認を受ける必要があった。しかし、基本協定書及び管理運営業務仕様書の内容を十分に把握していなかったことから、適正な事務処理が行われていなかった。</p> <p>令和7年度の当該業務に係る第三者委託については、令和7年11月21日付けで申請を行い、同日付けで承認を受けた。</p> <p>今後は、施設側と法人本部側が相互に確認を徹底し、再発防止に努める。</p>
<p>里山賑わい創出グループ (ぎふ清流里山公園)</p>	<p>都市公園課</p>	<p>ぎふ清流里山公園の管理運営業務において、ぎふ清流里山公園の管理に関する基本協定書の個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報の取扱いが含まれる業務を第三者に委託するときは書面により県の承諾を得るべきところ、必要な手続を行わないまま第三者に業務を委託しているものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について、当該団体に確認したところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>指導事項について、ぎふ清流里山公園の管理に関する基本協定書の個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報の取扱いが含まれる業務を第三者に委託するときは書面により県の承諾を得るべきところ、当該特記事項の内容を十分に把握していなかったため、適正な事務処理が行われていなかった。当該申請については、令和7年12月7日付けで県へ申請し、同年12月11日付けで承諾を得た。</p> <p>今後は、基本協定書の内容を再確認し、内容を十分に把握することにより、再発防止に努める。</p>
<p>イビデングリーンテック株式会社 (養老公園)</p>	<p>都市公園課</p>	<p>養老公園の管理運営業務において、養老公園の管理に関する基本協定書に定められた管理物件と実際の管理物件が異なつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について、当該団体に確認したところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>指導事項について、管理物品を処分した際に、養老公園の管理に関する基本協定書の変更を行う管理体制が十分でなかったため、適正な事務処理が行われていなかった。変更漏れ箇所について</p>

			<p>は、基本協定書を令和7年12月11日付けで変更した。</p> <p>今後は、管理物件を取得又は廃棄する際に基本協定書を速やかに変更することにより、再発防止に努める。</p>
		<p>養老公園の受付案内等業務において、養老公園の管理に関する基本協定書の個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報の取扱いが含まれる業務を第三者に委託するときは書面により県の承諾を得るべきところ、必要な手続を行わないまま第三者に業務を委託していたものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について、当該団体に確認したところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>指導事項について、養老公園の管理に関する基本協定書の個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報の取扱いが含まれる業務を第三者に委託するときは書面により県の承諾を得るべきところ、当該特記事項の内容を十分に把握していなかったため、適正な事務処理が行われていなかった。当該申請については、令和7年11月28日付けで県へ申請し、同年12月3日付けで承諾を得た。</p> <p>今後は、基本協定書の内容を再確認し、内容を十分に把握することにより、再発防止に努める。</p>

### (3) 所管機関監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

#### 出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
一般財団法人 岐阜県魚苗センター	里川・水産 振興課	<p>一般財団法人岐阜県魚苗センターに対する令和6年度岐阜県水産業総合振興事業補助金（種苗生産施設緊急支援事業）において、補助金の算出の基礎となる配合飼料の使用量及び電気使用料の計上が誤っているにもかかわらず、実績報告書の審査及び確認が十分でなかったため、補助対象経費が過大となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について、団体での実績報告書提出前の確認が十分行われていなかったことにより、団体が補助対象経費を過大に計上していた。</p> <p>修正書類について、団体から提出を受け、是正措置が完了したことを確認した。</p> <p>今後は、団体における証拠書類と提出書類の突合を徹底するよう求めるとともに、丁寧に審査及び確認を行い、再発防止に努める。</p>

#### 指定管理者

団体名 (施設名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
関ヶ原町 (岐阜県東海自然歩)	環境生活政 策課	岐阜県東海自然歩道関ヶ原ビジターセンターの管理運営業務	指導事項について、基本協定書に記載されている備品について

道関ヶ原ビジターセンター)		において、物品の貸付けに際して岐阜県会計規則第98条第3項の規定により借受書を徴すべきところ、これを徴していないものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	は、借受書を徴取する必要がないと認識していたことが原因である。 令和8年2月6日付けで指定管理者である関ヶ原町から借受書を徴取したところであるが、借受書徴取の必要性について、課内で共有することにより、適正な事務処理に努める。
社会福祉法人 岐阜県福祉事業団 (岐阜県立飛騨寿楽苑)	高齢福祉課	岐阜県立飛騨寿楽苑の管理運営業務において、業務の一部を第三者に委託するときは、岐阜県立飛騨寿楽苑の管理に関する基本協定書に基づき、あらかじめ当該第三者の名称及び所在地並びに委託業務の内容を明らかにして県に申請し承認を得るべきところ、一般廃棄物収集・運搬業務に係る申請を行わせていなかったため、今後は適正に指導されたい。	指導事項について、指定管理者は、岐阜県立飛騨寿楽苑の管理に関する基本協定書第17第2項の規定に基づき、あらかじめ県の承認を得るべきところ、県担当者の認識不足により、必要な事務処理を行わせていなかった。 今後は、委託内容を把握し、委託業務について確認を徹底する。
里山賑わい創出グループ (ぎふ清流里山公園)	都市公園課	ぎふ清流里山公園の管理運営業務において、ぎふ清流里山公園の管理に関する基本協定書の個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報の取扱いが含まれる業務を第三者に委託するときは書面により県の承諾を得るべきところ、必要な手続を行わないまま第三者に業務が委託されているものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に指導されたい。	指導事項について、ぎふ清流里山公園の管理に関する基本協定書の個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報の取扱いが含まれる業務を第三者に委託するときは書面により県の承諾を得るべきところ、当該特記事項の内容を十分に把握していなかったため、適正な事務処理が行われていなかった。当該申請について、早急に申請するよう団体に指導し、令和7年12月7日付けで申請があり、同7年12月11日付けで承諾したことで当該是正措置が完了したことを確認した。 今後は、県担当課として、団体において基本協定書の内容を再確認し、内容を十分に把握するよう指導することにより、再発防止に努める。
イビデングリーンテック株式会社 (養老公園)	都市公園課	養老公園の管理運営業務において、養老公園の管理に関する基本協定書に定められた管理物件と実際の管理物件が異なつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指導事項について、当該団体において管理物品を処分した際に、養老公園の管理に関する基本協定書の変更を行う管理体制が十分でなかったため、適正な事務処理が行われていなかった。変更漏れ箇所については、基本協定書を

			<p>令和7年12月11日付けで変更した。</p> <p>今後は、管理物件を取得又は廃棄する際には、県担当課と団体との調整を密にして基本協定書を速やかに変更することにより、再発防止に努める。</p>
		<p>養老公園の受付案内等業務において、養老公園の管理に関する基本協定書の個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報の取扱いが含まれる業務を第三者に委託するときは書面により県の承諾を得るべきところ、必要な手続を行わないまま第三者に業務が委託されていたものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に指導されたい。</p>	<p>指導事項について、養老公園の管理に関する基本協定書の個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報の取扱いが含まれる業務を第三者に委託するときは書面により県の承諾を得るべきところ、当該特記事項の内容を十分に把握していなかったため、適正な事務処理が行われていなかった。当該申請について、早急に申請するよう団体に指導し、令和7年11月28日付けで申請があり、同年12月3日付けで承諾したことで当該是正措置が完了したことを確認した。</p> <p>今後は、県担当課として団体において、基本協定書の内容を再確認し、内容を十分に把握するよう指導することにより、再発防止に努める。</p>